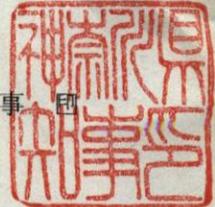


行政文書一部公開決定通知書

平成27年8月13日

野村 一也 様

神奈川県知事 印



平成27年7月31日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開します。ただし、当該行政文書には、公開することができない部分が一部あることを御了承ください。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に神奈川県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分については、上記の異議申立てを行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

上記の異議申立てをした場合においては、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

公開請求に係る行政文書の内容	放置違反金の収入額、交通安全対策特別交付金の収入額、パーキング・メーター等作動手数料の収入額(平成21年度～26年度)
公開することができない部分及び理由	(公開することができない部分の概要) パーキング・メーター等作動手数料の収入額の平成18年度～20年度分 (理由) 文書保存期間が満了し、廃棄したため。
行政文書の公開の期日及び場所	平成27年8月19日午前10時00分から10時30分までの間に、(神奈川県第二分庁舎県政情報センター)にお越しください。 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当グループまで御連絡ください。
時限性公開	—
事務担当課所	会計局会計課総務グループ 電話番号 045-210-1111 内線6716

- 備考
- 1 行政文書の公開により得た情報は、適正に用いなければなりません。
 - 2 「行政文書の公開の期日及び場所」の欄は、行政文書の公開を受けるためにお越しいただく場合に記入してあります。
 - 3 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
 - 4 「時限性公開」の欄は、公開請求に係る行政文書の一部の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。